

★特定空家とは

①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

②著しく衛生上有害となるおそれのある状態

③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

以上の状態にあると認められる空家等をいいます。

具体的には…

- 建物が崩落又は崩壊している
- 屋根又は外壁に穴があいている
- 構造材若しくは下地材が露出している、大きく変形している又は全体的に波打っている
- 建物の傾きがある
- 柱、土台、梁等の構造材が欠損又は腐食している
- 基礎の一部が宙に浮いている又は不同沈下している
- ツタ等の植物が家屋の全体を覆っている
- 屋根瓦、外壁、窓、その他の家屋の付属物が落下するおそれがある

などの状態が見受けられる場合は、特定空家の可能性があります！